

平成 1 9 年第 4 回

大空町議会臨時会会議録

- ・ 招 集 平成19年10月23日
- ・ 開 会 平成19年10月23日
- ・ 閉 会 平成19年10月23日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町		長	副		町	長		
副		町	長	総	合	支	所	長
会	計	管	理	者	総	務	課	長
財	政	課	長	福	祉	課	長	
総	務	係	長	教	育	長		
生	涯	学	習	課	長	女満別教育センター	所長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成19年第4回大空町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、15番、
檜原達也議員及び16番、森進議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、こ
れを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査報告をいたします。
本臨時会を開くに当たり、昨日、午後1時より2階2号会議室におきまして、議会
運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が2件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断を
いたしました。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど、議会運営委員会審査報告のとおり、本
日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人全員であります。

本日の会議に説明するため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してある日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第64号

◇議 長 日程第4、議案第64号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第65号

◇議 長 日程第5、議案第65号 平成19年度大空町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 何も聞かないわけにいかないんで、ちょっとお尋ねしたいことがあります。勉強のために、額は些少なのでありますけれども、教育費の8ページに書いてある26万円の増額補正の件についてであります。これは恐らく、私も不勉強なのですが、規程があって、大空町文化、芸能、スポーツ大会参加助成に関する規程などに基づくものだと、推測いたしております。その内訳ですね。教育委員会に聞きたいというよりは、財政の方でね、担当課から上がってきたときのチェックですね。そういう規程が教育委員会の告示第9号であるのですけれども、一番ポイントはですね、勉強のために聞くのですよ。何か問題あるといいたいわけではないです。こういう規程を見させてもらって、ああ、こういうのがあるのだという印象なのですから、細密に規程されておまして、助成基準額については、予算編成共通単価表報償費算定基準の額を限度とすると、こういうふうになっているのですね。私は、不勉強なので、予算編成共通単価表報償費算定基準というものをあまりよく知らないのですよ。これは、今回のことにどう関係しているのかということをお尋ねしたい。というのは、今まで当然予算ついていましたよね。執行された結果、そのお金が足りなくなると。先ほどの説明によると、大変うれしいことにいろいろ成績がよくて、管内大会、全道大会等いろいろ出る機会がふえてきたと。これは望ましいことですし、どんなに財政厳しくても、何とか配慮するのが町民のためになると、私も実は思っておりますけれども、この規程ですね、規程に準じてきちっと執行されているかどうかのチェックのあり方ね。財政課としてどう考えているのか。助成額に関しては、第6条で当該年度の予算の範囲内において、前条の規定により算出した額に、次の各号の助成率を乗じて得た額とするということも書いておりますし、在学青少年などの団体または個人の引率者含む3分の2とかね、成人の団体または個人においては2分の1とか。助成の限度額についても、全道大会1人につき2万円とかね、全国大会は1人につき5万円とか。非常に不勉強で何ですけれども、財政課長に聞きたいのですよ。どうなのですかこれ。この中身を承知した上で、増額補正を上程する段取りになっているのでしょうか。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 先ほどの報償資金の基準等の関係でございますが、一応、基準につきまして

は、町の方のもっております旅費の規程を準用させていただいて、報償の方という形で、基準としていくような形で計算をさせていただいております。また、その中におきまして、日当、宿泊等の関係につきましては、宿泊等につきましては実費を、それから交通費等につきましても実費という形で、実際に最短の交通経路を使いまして行くという部分を、実際にそのようになっているかどうかを予算要求、それぞれ助成が上がってくる段階で、財政の方としても審査をさせていただいて、助成をさせていただいているというような状況になっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 財政課長の答弁、よしとしたいのですけれども、私が質疑しているのは、予算編成共通単価表報償費算定基準の額と。つまり、これがうたわれている規程に、準じた取り扱いになっているかということですね。旅費算定基準の一般論については、よくわかっているのですよ。だけど、教育委員会はこういう規程を持っているのですよ。だから、一般的な旅費規程で支出するということで説明されたように、誤解があれば正してもらいたいのですが、そういうふうに関こえたのですけども。補助金に関しては、この規程に基づいて支出することになっているわけなのです。その関係を、財政課長の方で教育委員会との連携の中でどう整理されたのかなということをお尋ねしているのであって、旅費規程で支出しましたということは、一般的な旅費については、そういう取り扱いで別に文句はないですよ。問題ないと思っているのです。ただ、わざわざ助成に関する規程というのを持っているのですよ、教育委員会ね。そこと不都合が生じないかどうか。不都合があると言っているのではないのですよ。不都合があったらどうするのだろうと想定される部分について、財政課としてはチェックしないとおかしいんじゃないのかと思うから聞いているのです。いろいろ今までね、行政執行上いろんなことがあったでしょ。正直に言うと語弊があるけれども。そういうチェック機能がどこかで効いていないと、こういう文書だけぼんぼんあっても内容としてどうなのかということ、教育委員会に聞きたいというよりは、財政課がやっぱり、そこをちゃんと規程に基づいたものを、おたくでつくった規程に基づいて、予算要求出してくれているのかと、チェックをやっぱり財政課長にやってもらわないと困るという印象をちょっと持つ、今の説明だけではちょっと。これ以上深くやりたいとは思いませんけれども、金額も些少でありますし。何であれば、財政課長の方で答弁に窮しているのであれば、鈴木課長の方からでも事務処理的にはどうなったのかということをお伺いして、質疑は終えたいと思っております。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
財政課長。

◇財政課長 今、手元に資料がございませんけれど、一応基本的には、最高限度額の宿泊等については、限度額を定めておりまして、あと、実際のチェックにつきましては、その実費相当額、それ以下であれば、実費分を計算して出しているという形で進めております。ちょっと詳細については、教育委員会の方から説明をさせていただきたいと思います。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 予算編成時に、共通単価表をいただいているところでございます。これは、財政課の方から予算編成するときに、宿泊費、それから交通費等の計算の仕方について指導いただいているところでございます。その予算編成費の共通単価表ということで、私どもの方では宿泊費につきましては1泊について9,000円が限度と。これが安い場合はその単価を使うようにと。それから、交通費等の関係につきまして、今回等につきましても、車の借り上げ等につきましては、1キロメートル20円という単価表での数字をいただいておりますので、それに基づいて計算をして、助成すべき金額を積算をしているという状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 後ほどで結構ですよ。予算編成共通単価表報償費算定基準なるものの中身を、文書をもって資料でいただきたいと思います。私、別に増額補正がだめだと言っているわけではないので。とても気になるのです、財政課長ね。実費相当額でやっておりますと、簡単に言っちゃっているけれども、何度も申し上げますけれど、この規程には助成額については、3分の2の規定だとか、2分の1の規定と出ているのですよ。限度の定め方。だからその実費相当額が、そういうケースもあるでしょうね、その2分の1規定よりも関係なく、十分それでもOKだよということもあり得ると思うのだけれど、その関係が、具体的にはどうなのかというチェックをきちっと仕事としてやってもらわないと。まあ、問題がなければ要はいいのですがね。ちょっと疑問を感じるのですよ。金額は些少なのですけどもね。その辺の取り扱いというか。だから鈴木課長の答弁も予算編成共通単価表の報償費算定については、何も説明をいただいているのと。予算時において、こんな内容のもの渡されましたという、財政課の方でつくったものを出されたんだという、こういう趣旨なのでしょうね。そうだとすれば財政課長がそれ説明できないのも、また変な話だなと、こう思うので。まあ、質疑はこの程度に留めてお答えいただいたら終わりたいと思います。

◇議 長 財政課長。

◇財政課長 大変申しわけありませんでした。後ほど、資料として提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第65号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、
原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 急遽、臨時会ということで、招集をさせていただきまして大変恐縮に存じております。今回の主の案件につきましては、職員が起こしました交通事故の和解ということでございます。まずもって当事者であります、事故の相手方にこの場を借りても、おわびを申し上げたいと思います。旧来の町村から大空町になりまして、職員の数もふえたと。また、車での出張ということも非常に回数的に多くなっている現状であります。しかし、交通事故を無くしていくということは、一人一人、国民全員の願いでもありますので、私どももそういう公務の中においても、安全運転の徹底、励行、巡視ということをさらに肝に銘じながら、業務の遂行に当たっていきたいと思います。今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、補正予算の答弁については、私も今、聞いていた中で、正直言って少しかみ合っていないと、議員がご質問の意図というところを十分に認識した中で、お答えができていないのではないかと、そんなような感じもいたしました。また、答弁にあたっては、皆様方のその趣旨と、考え方を十分把握できるように、私ども、また研修などの機会を通じて、高めていきたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

◇議 長 平成19年第4回大空町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午前10時26分